

## 第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

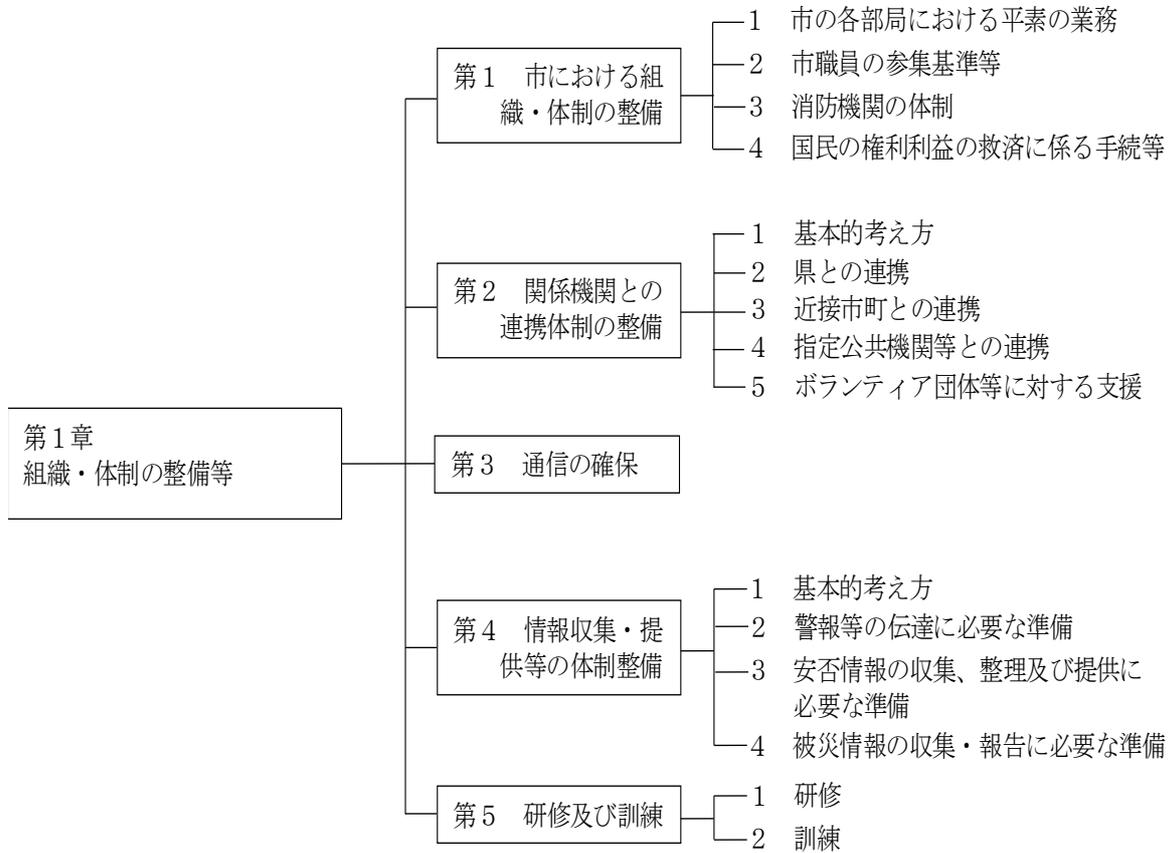
第3章 要配慮者支援に関する平素からの備え

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

第5章 国民保護に関する啓発

# 第1章 組織・体制の整備等

計画の体系



## 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

主な実施担当	市（全部局）
関係機関	全指定地方公共機関

### 1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

資料編3-1：市の各部局における平素の業務

### 2 市職員の参集基準等

#### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

#### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防局情報指令課との間で構築されている情報連絡体制を踏まえ、速やかに市長及び関係部局危機管理責任者等に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

#### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を実施するための体制を整備するとともに、その配備基準を定める。

事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合や、多数の死傷者が発生する、建造物が破壊される等の事案が発生した場合には、国の事態認定前における初動体制を確立し、初動措置を講ずる。被害の程度等に応じて、高松市国民保護警戒体制（以下「市警戒体制」という。）、又は高松市国民保護警戒本部体制（以下「市警戒本部体制」という。）をとる。

政府において事態認定が行われ、市に対し、高松市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置すべき市の指定があった場合は、直ちに市対策本部を設置する。

事態認定が行われたが、市に対して市対策本部を設置すべき市の指定がない場合は、初動体制を継続する。

### ア 市警戒体制

#### (ア) 目的

市警戒体制は、国の事態認定につながる可能性があると考えられるとき又はそのような事態が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合や、多数の死傷者が発生する、建造物が破壊される等の事案が発生し、国の事態認定が行われたとき、直ちに情報収集、伝達ができる体制を立ち上げ、その後の事態の推移状況に応じた体制の強化が迅速に行えることを目的としている。

(イ) 市警戒体制の実施

国の事態認定が行われたとき、あるいは事態認定につながる可能性があると考えられるとき又はそのような事態が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合において、情報収集等の初動対応を行う必要があるときは、関係部局は、直ちに市警戒体制を実施する。

(ウ) 活動の概要

上位の体制への移行を考慮した職員の連絡体制の確保、状況の収集伝達などが主な活動となる。

イ 市警戒本部体制

(ア) 市警戒本部体制の実施

市警戒本部体制は、多数の死傷者が発生する、建造物が破壊される等の事案が発生し、国の事態認定が行われたとき、あるいは事態認定につながる可能性があると考えられるとき又はそのような事態が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合において、全部局による対応を行う必要があると考えられるときは、直ちに市警戒本部体制を実施する。

(イ) 活動の概要

武力攻撃事態等の規模、避難・受入れの要否などに応じて、各部局の事務分掌に応じた必要な活動を実施する。

ウ 市対策本部体制

(ア) 市対策本部体制の実施

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置する。事前に市警戒本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

(イ) 活動の概要

原則として、全職員を配備し、市国民保護計画に基づき、国民保護措置を行う。

## 【市の組織体制】

		体制	配備基準	配備内容
事態認定前	①	市警戒体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	関係部局危機管理責任者及び事案事態関係課職員
	②	市警戒本部体制	全部局による対応を行う必要があるとき	市警戒体制及び市警戒本部体制に関する任務分担等、別途定める
事態認定後	①	市警戒体制	情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	関係部局危機管理責任者及び事案事態関係課職員
	②	市警戒本部体制	全部局による対応を行う必要があるとき	市警戒体制及び市警戒本部体制に関する任務分担等、別途定める
	③	市対策本部体制	国民保護対策本部設置の通知を受けたとき	原則として、全職員

### (4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び関係部局危機管理責任者等は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

### (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び関係部局危機管理責任者等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長である市長及び市対策副本部長である副市長の代替職員に関しては、市地域防災計画における基準に準拠する。

### (6) 職員の所掌事務

市は、(3)で示した①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

### (7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保など

## 3 消防機関の体制

### (1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済にかかる手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のために対応する。

国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

項目	救済内容	担当課
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事 (法第 81 条第 2 項)	危機管理課等
	特定物資の保管命令に関する事 (法第 81 条第 3 項)	危機管理課等
	土地等の使用に関する事 (法第 82 条)	危機管理課等
	応急公用負担に関する事 (法第 113 条第 1 項・5 項)	危機管理課等
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1 項・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	危機管理課等
不服申立てに関する事 (法第 6 条、175 条)		総務課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規定等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

主な実施担当	市（全部局）
関係機関	全指定地方行政機関、全関係指定公共機関、全指定地方公共機関

### 1 基本的な考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連絡体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関相互の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、高松市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、避難経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 近接市町との連携

#### (1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行う

こと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救急救命センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給、避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団、市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練等、自主防災組織等が行う自発的な活動に対し、消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、市地域防災計画に準じて、県や関係機関と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼び掛けるための情報提供や、活動促進のための広報に努める。

また、災害時においてボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、電話等通信機器の整備等について検討する。

### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

主な実施担当	市（危機管理課、財産経営課、消防局）
関係機関	四国総合通信局、四国地方整備局、西日本電信電話株式会社、 県

#### 1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携を十分配慮する。

#### 2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

#### 3 市における通信の確保

市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる防災行政無線の維持管理に努め、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

#### 4 情報通信機器等の活用

##### (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

市民に対して、迅速に警報を通知するため、消防庁が整備した全国瞬時警報システムを活用する。

##### (2) 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の活用

内閣官房が整備した緊急情報の双方向通信システムである緊急情報ネットワークシステムを活用し、国からの国民保護関連情報を収集する。

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

主な実施担当	市（全部局）
関係機関	日本赤十字社、全指定地方公共機関

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、住民への情報提供時には手話通訳、外国語通訳等を活用する等、障がい者、外国人等の要配慮者について十分配慮する。さらに、情報提供に際しては、各種報道機関、広報車、インターネット・SNS等の多様な手段の活用に努める。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

#### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 体制の整備に当たっての留意事項

施設 ・ 設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系・地上系・衛星系等による伝送路も多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信ネットワークの整備、拡充の推進、相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人等に対する情報の伝達に際し、配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

また、市は警報を通知すべき関係機関の連絡先をあらかじめ市国民保護計画に

定めておくものとする。

(2) 防災行政無線の維持管理

市は、必要なシステム及び機器の整備を図るよう努めるとともに、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の維持管理に努める。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定めるとともに、施設、管理者の連絡先等を把握し、随時、情報の更新を行う。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

資料編5-1：様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

資料編5-2：様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）

資料編5-3：様式第3号 安否情報報告書

《安否情報として収集・報告すべき情報》

- |  |
|--|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 氏名</li><li>② フリガナ</li><li>③ 出生の年月日</li><li>④ 男女の別</li><li>⑤ 住所（郵便番号を含む。）</li><li>⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</li><li>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</li><li>⑧ 負傷（疾病）の該当</li><li>⑨ 負傷又は疾病の状況</li><li>⑩ 現在の居所</li><li>⑪ 連絡先その他必要情報</li><li>⑫ 親族・同居者からの照会に対する、①～⑪の回答の希望の有無</li><li>⑬ 知人からの照会に対する、①⑦⑧の回答の希望の有無</li><li>⑭ 親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する、①～⑪の回答又は公表することについての同意の有無</li></ul> <p>2 死亡した住民<br/>（上記①～⑦⑪に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</li><li>⑯ 遺体が安置されている場所</li><li>⑰ 親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する、①～⑦⑪⑮⑯の回答をすることについての同意の有無</li></ul> |
|--|

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

なお、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきであり、平素より職員に周知・徹底する。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、各学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

(4) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定めておくものとする。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備、

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理、知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

《収集・報告すべき情報》

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 武力攻撃災害の発生日時・場所</li><li>2 発生した武力攻撃災害の概要</li><li>3 人的・物的被害状況<ol style="list-style-type: none"><li>① 死者、行方不明者、負傷者</li><li>② 住宅被害</li><li>③ その他必要な事項</li></ol></li><li>4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況</li></ol> |
|--|

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

主な実施担当	市（全部局）
関係機関	県、県警察本部、高松海上保安部、自衛隊

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練など

(3) 訓練に当たっての留意事項

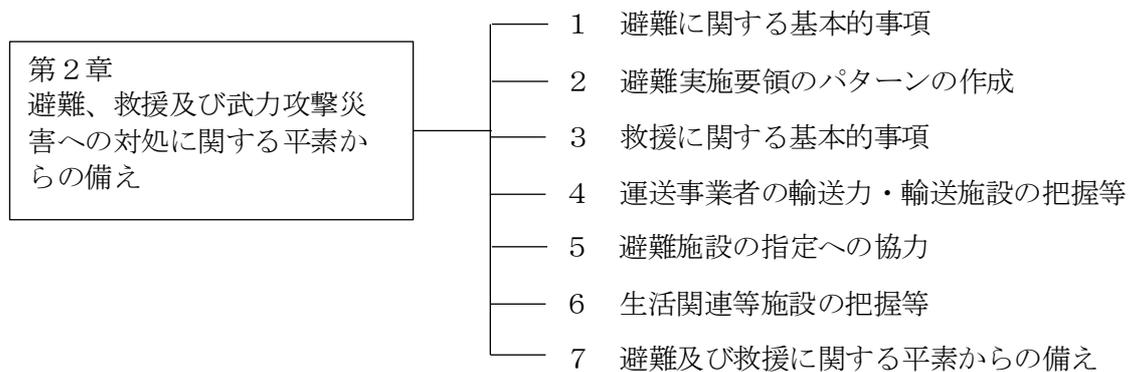
- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者等配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼び掛け、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画、マニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

<p>主な実施担当</p>	<p>市（危機管理課、財産経営課、協働コミュニティ推進課、牟礼総合センター、山田総合センター、仏生山総合センター、香川総合センター、勝賀総合センター、国分寺総合センター、市民やすらぎ課、市民課、地域共生社会推進課、障がい福祉課、長寿福祉課、介護保険課、子育て支援課、こども保育教育課、こども未来館、保健医療政策課、生活衛生課、健康づくり推進課、環境総務課、環境業務課、南部クリーンセンター、西部クリーンセンター、産業振興課、農林水産課、競輪場事業課、市場管理課、観光交流課、文化芸術振興課、文化財課、スポーツ振興課、美術館美術課、交通政策課、道路管理課、河港課、公園緑地課、南部土木センター、市営住宅課、下水道整備課、下水道施設課、教育局総務課、学校教育課、保健体育課、生涯学習課、中央図書館、総合教育センター、高松第一高等学校、消防局、病院局）</p>
<p>関係機関</p>	<p>中国四国管区警察局、四国総合通信局、四国地方整備局、四国運輸局、大阪航空局、高松海上保安部、四国旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、日本赤十字社、高松琴平電気鉄道株式会社、一般社団法人香川県バス協会、一般社団法人香川県トラック協会、ジャンボフェリー株式会社、香川県離島航路事業協同組合、雌雄島海運株式会社、一般社団法人香川県医師会、県</p>

計画の体系



### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。特に、離島や、市南部の山間地域等、交通手段、避難経路が限定される地域について留意し、資料を準備する。

資料編2-1：年齢・男女別人口

資料編2-2：要配慮者数

資料編 2-3 : 島嶼部に関する基礎情報  
資料編 2-4 : 各港から避難経路への連絡経路  
資料編 2-5 : 避難・救援に係る輸送確保路線  
資料編 2-6 : 救護病院・広域救護病院  
資料編 2-7 : 避難施設  
資料編 2-8 : 災害時緊急物資  
資料編 2-9 : 交通機関輸送力  
資料編 2-10 : 埋火葬許可・墓地

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 要配慮者への配慮

市は、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な住民の誘導に当たっては、自然災害時への対応として作成している個別避難計画等を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

資料編 4-1 : 避難実施要領

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握  
市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等  
市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 離島における留意事項  
市は、離島の住民の避難について、国（内閣官房、国土交通省）から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」（平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携協力を努めるとともに、以下に掲げる情報を把握するものとする。

- 【全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報】
- ア 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
  - イ 想定される避難先までの輸送経路
  - ウ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
  - エ 島内にある港湾等までの輸送体制など

5 避難施設の指定への協力  
市は、県が行う避難施設（避難所、地下施設等）の指定に際しては、各施設の収容人数の把握等を行い、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等  
市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

生活関連等施設の種類及び所管省庁

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚物物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部との連携を図る。

7 避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等について配慮するものとする。

(2) 輸送体制の整備等

市は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、

自ら市内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

(3) 市長が実施する救援

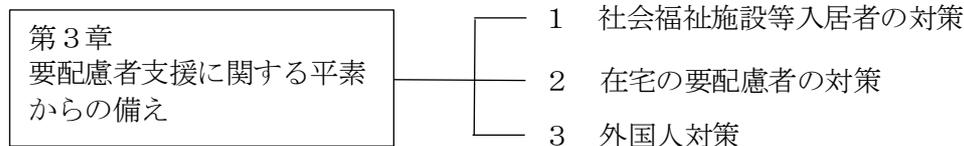
市は、知事との調整の結果、市長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

### 第3章 要配慮者支援に関する平素からの備え

市は、県と連携し、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に対し、武力攻撃災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

主な実施担当	市（危機管理課、協働コミュニティ推進課、地域共生社会推進課、障がい福祉課、長寿福祉課、介護保険課、地域包括支援センター、子育て支援課、こども女性相談課、こども保育教育課、健康づくり推進課、観光交流課、消防局、病院局）
関係機関	県

計画の体系



#### 1 社会福祉施設等入所者の対策

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、次の措置の実施に努めるよう要請するものとする。

- (1) 武力攻撃災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ自主防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努めるものとする。また、武力攻撃災害時に協力が得られるよう、平素から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図るものとする。
- (2) 利用者、従事者等に対して避難経路及び避難場所を周知し、国民保護措置時に行動がとれるよう啓発活動を行い、定期的に訓練を実施するものとする。
- (3) 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努めるものとする。また、防災資機材に準じた資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を確保するものとする。
- (4) 施設の倒壊等による利用者の他施設への移送、収容など施設相互間の応援協力体制の整備に努めるものとする。

#### 2 在宅の要配慮者の対策

##### (1) 要配慮者の状況把握及び緊急連絡体制の整備

市は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、高齢者、障がい者等の要配慮者の状況の把握に努めるとともに、連絡・誘導責任者を配置するなど、緊急連絡体制を整備するものとする。

##### (2) 基盤整備の実施

市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難所、大きな字で見やすい標識板を設置するなどの要配慮者に配慮した基盤整備に努めるものとする。

#### 3 外国人対策

##### (1) 外国人の状況把握等

市は、外国人に対して武力攻撃災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在を把握するとともに、避難所等の標示板等への外国語併記や案内用図記号等

の表記に努めるものとする。

(2) 外国人への国民保護に関する啓発

市は、県と連携して、外国人に対する国民保護措置の知識の普及及び啓発に努める。

(3) ボランティアの確保

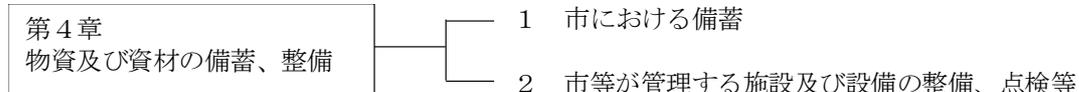
市は、武力攻撃災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に努める。

## 第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

<p>主な実施担当</p>	<p>市（総務課、危機管理課、財産経営課、協働コミュニティ推進課、牟礼総合センター、山田総合センター、仏生山総合センター、香川総合センター、勝賀総合センター、国分寺総合センター、人権・男女共同参画推進課、市民やすらぎ課、地域共生社会推進課、長寿福祉課、子育て支援課、こども保育教育課、こども未来館、保健医療政策課、健康づくり推進課、環境総務課、環境業務課、南部クリーンセンター、西部クリーンセンター、産業振興課、農林水産課、競輪場事業課、市場管理課、観光交流課、文化芸術振興課、文化財課、スポーツ振興課、美術館美術課、交通政策課、道路管理課、河港課、公園緑地課、南部土木センター、市営住宅課、下水道整備課、下水道施設課、教育局総務課、生涯学習課、中央図書館、総合教育センター、高松第一高等学校、消防局、病院局）</p>
<p>関係機関</p>	<p>中国四国管区警察局、四国厚生支局、中国四国農政局、高松法務局、香川県広域水道企業団、全指定地方公共機関、県</p>

計画の体系



### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。また、必要となる物資や資材の種類、所在、整備計画、関係機関からの調達方法等について検討する。

#### (3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

## 2 市等が管理する施設及び設備の整備、点検等

### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し又は点検する。

### (2) ライフライン施設の機能の確保

市及び香川県広域水道企業団は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

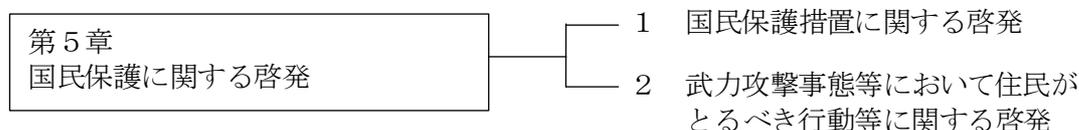
市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

## 第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

主な実施担当	市（危機管理課、協働コミュニティ推進課、地域共生社会推進課、障がい福祉課、長寿福祉課、こども保育教育課、観光交流課、学校教育課、保健体育課、生涯学習課、消防局）
関係機関	県、日本赤十字社

計画の体系



### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施するよう努める。

また、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行うよう努める。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。特に、最低3日分の食料及び飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄に努めるよう普及、啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民が取るべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努めるほか、日本赤十字社香川県支部、県、消防局など

とともに、傷病者の応急手当について普及に努める。